

対応方針(案)

今回のコンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の流行について、令和8年5月 17 日に、WHO から「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」が宣言されたことから、都として、次の対応を講ずる。

- 1 国や諸外国との連携を密にし、発生国における罹患状況、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努めるとともに、東京 iCDC の専門家の知見を生かす。
- 2 都内発生時に備え、検査体制、連絡・搬送体制、受入体制、感染防護具等の備蓄状況について確認する。
- 3 都民に対して、都の対応状況について速やかな情報提供に努める。